

平成28年3月25日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 横地 清明
(公印省略)

建設工事の低入札価格調査における基準価格等の見直しについて

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

入札契約制度の見直しについて、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容についてご承知おきいただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 調査基準価格・失格基準及び最低制限価格の見直し

(1) 調査基準価格・失格基準の見直し

現場管理費の算入率を従来の80%から**90%に引き上げます。**

	調査基準価格 下記4経費の合計(ただし、予定価格の9/10から7/10の範囲内)	失格基準 下記4経費のいずれか一つでも下回った場合は失格
直接工事費	95%	90%
共通仮設費	90%	85%
現場管理費	90%	90%
一般管理費等	55%	55%

(2) 最低制限価格の見直し

調査基準価格及び失格基準の見直しに伴い、**最低制限価格も引き上げを実施します。**

なお、最低制限価格は、豊田市契約規則に定めるとおり、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において定めます。

2 適用時期

平成28年4月1日以降の入札公告案件から適用します。

【問合わせ先】 総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616 (直通)
上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653 (直通)